

学会記事

本部会議開催報告

第98回 平成26年2月8日(土)

第99回 平成26年3月31日(月)

各地区研究会開催報告

【関東地区】

第408回 平成25年10月11日(金)

①報告者 相京博士会員
報告題名 わが国法人税法の所得概念

②報告者 川村栄一会員
報告題名 神奈川県臨時企業特例税に関する最高裁平成25年3月21日判決と地方税法に規定する法定外税の税条例による制定範囲の検討について

第409回 平成25年11月8日(金)

①報告者 大塚正民会員
報告題名 同棲婚の夫婦にも税法上の配偶者控除を認めるべきであるとしたアメリカ合衆国最高裁判所の判決：United States v. Windsor (2013年6月26日)

②報告者 脇谷英夫会員
報告題名 「合法性の原則」と「和解」の両立可能性に関する考察

第410回 平成25年12月13日(金)

①報告者 金子友裕会員
報告題名 有利発行における課税の検討

②報告者 長島 弘会員
報告題名 租税法律主義と租税法における政令委任—法人税法施行令72条の3

に関する合憲性の問題に着目して

第411回 平成26年1月10日(金)

①報告者 中井 稔会員
報告題名 適正な時価と客観的交換価値

②報告者 右山昌一郎会員
報告題名 中小会社会計基準の複線化と税務申告「中小企業会計基本要領」(中小要領)と「中小企業会計指針」(中小指針)の適用及び税務申告の一体化について

【中部地区】

第455回 平成25年10月12日(土)

①報告者 浦東久男会員(関西地区)
報告題名 OECDモデル条約17条について—芸能人・運動家の国内源泉所得(2号所得)に対する課税：わが国の条約例の検討

②報告者 右山昌一郎会員(関東地区)
報告題名 中小要領・中小指針・税務申告の一体化へのすすめ

第456回 平成25年11月9日(土)

①報告者 松井 宏会員
報告題名 遺留分請求にかかる真正請求の可否—東京国税不服審判所 平成25年1月8日裁決を中心に関連する裁決例、判例について検討する

②報告者 奥谷 健(中四国地区)
報告題名 一時所得と雑所得の区分—平成25年5月23日大阪地裁判決、的中馬券に対する租税処分を題材として

第457回 平成25年12月14日(土)

①報告者 宮森俊樹会員(関東地区)

報告題名 和解をめぐる法務と税務の接点—従業員解雇の場合の未払賃金等

②報告者 岡村忠生会員（関西地区）

報告題名 団体の選択と法人課税？ LPS判決の波紋

第458回 平成26年1月11日（土）

①報告者 後藤章二会員

報告題名 ゴルフ会員権の取得費について—東京地裁平成23年12月13日判決を題材として

②報告者 田中 治会員（関西地区）

報告題名 損害賠償金の必要経費該当性

第459回 平成26年2月8日（土）

①報告者 真野郁久会員

報告題名 判例研究 判例時報2064号 P.25ff 名古屋高裁平成20年12月18判決

②報告者 高橋祐介会員

報告題名 源泉徴収の過誤の是正方法—確定申告等による是正の可否

③報告者 小林敬和会員

報告題名 裏金が捻出されていることを認識しながら放置していたことが国税通則法68条1項にいう「隠ぺい仮装」していたことになるか

【関西地区】

第468回 平成25年10月19日（土）

①報告者 林 幸一会員

報告題名 調査終了手続—修正申告勧奨後を中心に

②報告者 谷口勢津夫会員

報告題名 移転価格税制に係る事前確認手続の法制化について

第469回 平成25年11月16日（土）

①報告者 木村吉孝会員

報告題名 組織再編成に係る行為計算否

認規定の発動要件について—YAHOO裁判の検討

②報告者 一高龍司会員

報告題名 費用分担契約を通じた課税逃れと現行法令等の問題点について

第470回 平成25年12月21日（土）

①報告者 安井栄二会員

報告題名 法人におけるみなし配当金額の計上時期の誤りとその救済可能性

②報告者 竹内綱敏会員

報告題名 法人税における同族会社の行為計算否認規定の今日的意義（再論）

第471回 平成26年1月25日（土）

①報告者 住永佳奈会員

報告題名 内国歳入法典1259条についての一考察—実現と課税のタイミングの観点から

②報告者 田中 治会員

報告題名 源泉徴収制度等の存在理由

第472回 平成26年3月29日（土）

①報告者 谷口勢津夫会員

報告題名 違法支出論における債務確定主義の意義と機能

②報告者 浦東久男会員

報告題名 平成26年度税制改正について

【中四国地区】

第193回 平成24年12月7日（土）

①報告者 手塚貴大会員

報告題名 修正申告と更正の予知 判例評釈—東京地判平成24年9月25日判決

②報告者 兼平裕子会員

報告題名 イギリス司法審査制度とEU司法裁判所

【九州地区】

第356回 平成25年10月5日（土）

- ①報告者 末崎 衛会員（沖縄地区）
報告題名 競馬の払戻金に係る所得の所得区分と外れ馬券の経費性
- ②報告者 権田和雄会員
報告題名 滞納処分妨害罪の解釈と適用
第357回 平成25年11月9日（土）
- ①報告者 水野武夫会員（関西地区）
報告題名 租税手続・争訟法のいくつかの問題
第358回 平成25年12月7日（土）
- ①報告者 渡辺徹也会員
報告題名 自己株式に関する課税問題
最近の事例を中心に
第359回 平成26年1月11日（土）
- ①報告者 木山雅人会員
報告題名 台湾の土地増値税の税額控除と更正の請求—最高裁平成17年5月16日決定、福岡高裁平成16年10月26日判決、福岡地裁平成16年3月30日判決
- ②報告者 恩田哲保会員
報告題名 住宅ローン証券化における劣後受益権の保有に係る課税問題—東京地裁平成24年11月2日判決を題材として
第360回 平成26年2月1日（土）
- ①報告者 桑野義政会員
報告題名 相続税法19条の4—障害者控除を受ける要件
- ②報告者 宮谷俊胤会員
報告題名 租税手続法を定める意義について—改正後の税務調査手続を素材として
- 【沖縄地区】**
第22回 平成25年10月21日（月）
- ①報告者 加藤義幸会員（中部地区）
報告題名 合併の税務と申告書の作成

- ②報告者 宮谷俊胤会員（九州地区）
報告題名 税務調査手続に関する通達批判について
第23回 平成25年11月16日（土）
- ①報告者 玉城智子会員
報告題名 相続した土地に係る所得税の二重課税について（国税不服審判所平成23年12月2日裁決）
- ②報告者 押鐘博子会員
報告題名 非嫡出子の相続分に関する最高裁決定

会員異動

◆住所変更

【中部地区】

日高正樹 〒480-1157 愛知県長久手町
桜作805 TEL (0561) 57-8141

【九州地区】

柿本眞左子 〒830-0021 久留米市篠山
町1-12-3 パークノヴァ久留米中央
503号 TEL (0942) 32-0130

◆退会

【北海道・東北地区】

白井雅浩, 平野重善

【関東地区】

井上一生, 桐生延男, 河野玄逸,
関 綾子, 廣岡三喜雄

【中部地区】

太田朝夫, 孫野正徳, 水野刀治, 竹下卓郎

【関西地区】

井上悦治

【九州地区】

平川浩紹, 藤本朋子, 山内英行, 吉江正春

【沖縄地区】

内間俊昇

◆死亡

【関東地区】

粕谷晴江, 辻 富久

【中部地区】

高木 宏

104回大会・総会等開催案内

◆日時

【第1日目】

平成26年6月14日(土)

午後0時～午後5時20分

【第2日目】

平成26年6月15日(日)

午前10時から午後3時35分

◆会場

立正大学 品川(旧・大崎)キャンパス

石橋湛山記念講堂

東京都品川区大崎4-2-16

TEL 03-3492-2681(代)

◆日程

【第1日目】

平成26年6月14日(土)

午後0時～午後1時30分 役員会

午後1時30分～午後1時45分 開会の挨拶

午後1時45分～午後5時20分 研究大会

午後5時40分～午後7時30分 懇親会(ゆ
うぼうと)

【第2日目】

平成26年6月15日(日)

午前10時～午前10時30分 総会

午前10時30分～午後3時30分 研究大会

(なお、昼食休憩中に役員会)

日本税法学会規約

1 総則

(名称)

第1条 本会は、日本税法学会(Japan Tax Jurisprudence Association)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都市左京区高野竹屋町30番地に置く。

2 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が
適当と認める事業

3 会員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、総会の定める

ところに従い、入会金を納めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。

2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

4 機関

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

1 理事 若干名

2 監事 若干名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統轄する。

2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、会務を分掌する。

(理事)

第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。

(監事)

第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。

(顧問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総会)

第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

5 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算報告)

第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。

6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

学会入会申込要領

- ◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ (<http://zeihogakkai.com/>) から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。
- ◇ 入会申込書の提出後、次の理事会(年1回開催)で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。
- ◇ 入会金 2,000円
会費(年額) 10,000円
- ◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。

- ◇ 機関誌「税法学」を年2回(5月及び11月)発行し、会員に無料で配付します。
- ◇ 大学学部在學生は、入会を認めません。
- ◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会(各地区研究委員長及び理事長の指名した者)の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

学会事務所所在地

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30
日本税法学会
TEL/FAX 075-711-7711
郵便振替口座 01050-3-20422
<http://zeihogakkai.com/>

570号訂正

570号の学会記事の表記に誤りがございましたので、下記のように訂正いたします。

(訂正)

224頁 左欄の【関東地区】第407回

(誤) ①報告者 増田明美会員

報告題名 従業員ストックオプションの最高裁判決が残した問題点

②報告者 脇谷英夫会員

報告題名 国税通則法改正について

(正) ①報告者 今村 猛会員

報告題名 法人税法上の益金の認識基準についての一試案

②報告者 大塚正民会員

報告題名 会計利益と課税利益の日米比較